

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	秋田県立北欧の杜公園	設置年	平成 6 年
所在地	北秋田市上杉字中山沢128		
指定管理者	北欧の杜パークマネジメント共同企業体		
県所管課	都市計画課	課	都市整備 チーム

1 施設の概要

設置目的	北欧の杜公園は県北地域の広域的な余暇活動及び国際交流の場を提供し、実践することを目的に設置され、北欧の景観を思わせる壮大で牧歌的な自然環境を活かした施設整備が行われている。						
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標 新秋田元気創造プラン第5章/基本政策2「生活環境」/目指す姿3「安らげる生活基盤の創出」/施策の方向性③「安らぎと潤いのある空間づくり」において、「都市公園の整備」が位置付けられている。成果指標は県立都市公園の利用者数 新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの より質の高い生活空間を確保するため、県民が四季を通じてゆとりと豊かさを実感できる空間の創出。						
施設の面積	200.7ha						
主な設置施設	パークセンター、パークゴルフ場、オートキャンプ場、テニスコート、わんぱく広場、イベント広場、アジリティ、なべっこ広場						
指定管理業務の内容	料金制	(有) 利用料金併用制 ・ 完全利用料金制 無 (指定管理料制)					
	料金設定	別紙による。					
	サウンディング実施対象施設※	×	←○、×を記入				
	指定期間	R3. 4. 1	～	R8. 3. 31			
	営業期間・時間	通年9：00～17：00					
自主事業の内容	①維持管理 (施設管理、植物管理) ②運営管理 (利用受付、利用案内、広報広告、催事、運営協議会の設置等) ③法令管理 (財産管理、許認可、賠償責任等)						
	講習会型イベント (クリスマスリース、ミニ門松、ナチュラルクラフト等)、地域交流型イベント (春の香り、秋祭り、雪まつり、餅つき大会、芋ほり体験)、室内展示型イベント (クリスマスツリー、門松、七夕飾り)、自然観察会 (年4回)、木育イベント、パークゴルフ大会、冬のアクティビティ (バナナボート、スノーボート)、そり山、冬キャンプ、移動式サウナ						
	直近3年の年間利用者数	R 2	112,180 人	R 3	126,300 人	R 4	137,782 人
	直近3年の年間料金収入	R 2	8,545 千円	R 3	13,004 千円	R 4	13,815 千円
直近5年の収支決算 (単位：千円)		H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	
収入計		72,548	73,812	75,927	79,854	84,595	
利用料収入		6,952	8,294	8,633	13,202	13,815	
指定管理料		65,150	65,150	66,356	66,450	66,450	
その他収入		446	368	938	202	4,330	
支出計		72,548	73,812	75,927	79,854	84,595	
人件費		20,442	20,237	18,960	20,028	22,669	
人件費以外		52,106	53,575	56,967	59,826	61,926	
差 引		0	0	0	0	0	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング (官民対話) を実施する。

2 観点ごとの評価

(観点 I) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載
(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	利用者数 167,000人
----------	---------------

○指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	161,000	165,000	166,000
	実績	161,863	112,180	126,300
	達成率	100.5%	68.0%	76.1%
令和4年度の実績	実績	137,782人	達成率	82.5%
	具体的な取組とその効果	コロナ禍で中止となっていた恒例のイベントが復活し、新規イベントを開催したことで一般利用者が13%増となった。また、キャンプブームの継続とそれを生かした林間フリーサイトの設置や冬キャンプ範囲の拡大により、キャンプ場利用者が25%増となった。		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	149,000人		
	設定根拠	コロナ禍が収束しても人々の不安は続くものとみられるため、前年のおおよそ8%増の目標値に変更し、指定管理最終年度は当初の計画通り170,000人とした。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

(観点 I) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	右肩上がりの来場者を目指してきたが、コロナ禍により目標を大きく下回る年が続いた。しかし、感染対策を行って安全性を高めたり、感染状況を見極めながらイベント等を開催することで徐々に来園者が戻ってきている。
	県(所管課)	B	コロナ禍にありながらも、感染予防対策を講じながら自主事業を実施し、利用者数137,782人と目標達成は出来なかったものの、前年比9%増となったことからB評価とする。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

（観点Ⅱ）施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度		R2年度	R3年度	
	87.3%		83.6%	90.1%	
令和4年度の実績	実績	93.00%			
	具体的な取組とその効果	オートキャンプ場内に林間フリーサイトを開設したり、仮店舗を設置して個人事業者に貸し出すことで満足度が向上した。県外客数にも影響があり、前年度の10名から94名に伸びた。			

（観点Ⅱ）の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
県 (所管課)	A		利用者のニーズに合った自主事業を実施するなど、きめ細かに対応しており、満足度90%を超える高水準を2年間継続していることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上 B：A及びC以外 C：満足度60%未満

（観点Ⅲ）効率性の向上等に関する取組

（1）経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	経費総額では6%増加した。
	具体的な取組とその効果	作業の効率化を進め、緑地管理費を前年比4%減とすることができた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

（2）収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	収入の増加実績	利用料金収入が前年比6%増となった。
	具体的な取組とその効果	SNS等によるPRに力を入れるとともに、イベントを増やすことで利用者が9%増加した。なべっこ広場が前年比90%にとどまったが、オートキャンプ場、テニスコート、研修室の利用が120%台と大きな伸びを見せた。

(観点Ⅲ) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	発信や自主事業に経費をかけることにより利用者増に繋げることができたが、利用者増に伴う全体の経費が予想以上に大きかった。
県 (所管課)	B	経費の低減が出来なかったものの、利用料金収入が6%増となっていることからB評価とした。	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

(観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和4年度 の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置し、様々な業務に主体的に対応できるよう事務所内職員はマルチスタッフとして活動している。 ○職員の資質向上 火災を想定した自主避難訓練を年1回実施している。また、グリーンスタッフを含め、救急救命講習を2～3年に1回実施している。グリーンスタッフの安全大会を年1回実施している。 ○地域や関係団体等との連携 中学生職場体験、スキー授業やボランティアの受け入れを行っている。また、イベントのコーディネーターや講師を地域で活動している団体に依頼し、連携を図っている。 ○安全対策 維持管理、施設修繕及び設備点検等の年間作業計画を作成し、確実に点検等が行われるようにしている。また、巡回、施設点検パトロール等の結果から、修繕や使用制限などの迅速な対応をとり、安全・安心を提供している。 ○危機管理等 事故対応マニュアルやハザードマップを作成、緊急連絡網を整備している。緊急時に素早く対応できるよう、職員が目が届きやすい場所に掲示している。
--------------	--

(観点Ⅳ) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	クマの目撃情報が相次ぎ、来園者が大きく減少した月もあった。供用区域外下刈りや注意喚起看板設置、クマ除け鈴の貸し出しを行うとともに関係機関との連携を図り、安全、安心の提供に努めた。
県 (所管課)	A	モニタリングの結果及び運営協議会の開催状況等から、管理運営業務が適正に行われている。	

【評価基準】 A：順調（改善点なし）、B：概ね順調（重大な問題点なし）、C：改善が必要（重大な問題点あり）

県（所管課）の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<p>○県の施策の達成状況 (施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)</p> <ul style="list-style-type: none">・健康運動、レクリエーションの場となり、心身の健康増進等に寄与している。・観光客の誘致等により地域の賑わいを創出、活性化に寄与している。・地域のコミュニティ活動の拠点、市民参画の場となりコミュニティ形成に寄与している。・子どもの健全な育成の場を提供し、子育て、教育に寄与している。
<p>○施設運営の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の老朽化対策
<p>○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田県公園施設長寿命化計画（R4～R13）に基づき、計画的に更新、修繕を実施。・計画と施設の状況に乖離がないよう、定期的（5年毎）な計画の見直しを令和8年度に実施予定。

秋田県立北欧の杜公園の公園施設等を使用する場合の利用料

1 施設利用料

区分			利用料金の額		
パークセンター	第1研修室	全区画	1時間につき 720円		
		2分の1区画	1時間につき 360円		
	第2研修室	1時間につき 960円			
オートキャンプ場	テントサイト	電源を使用する場合 定員6名	宿泊	全日	1区画1泊につき 4,900円
			2泊目以降（繁忙期を除く）	1区画1泊につき 2,500円	
			定員を超える中学生以上	1区画1名1泊につき 200円	
			定員を超える3歳以上	1区画1名1泊につき 100円	
			日帰り	平日	1区画1回につき 1,500円
			土曜日・日曜日・休日	1区画1回につき 1,800円	
	電源を使用しない場合 定員6名	宿泊	全日	1区画1泊につき 4,400円	
		2泊目以降（繁忙期を除く）	1区画1泊につき 2,200円		
		定員を超える中学生以上	1区画1名1泊につき 200円		
		定員を超える3歳以上	1区画1名1泊につき 100円		
		日帰り	平日	1区画1回につき 1,200円	
		土曜日・日曜日・休日	1区画1回につき 1,500円		
キャンピングカーサイト	宿泊	1区画1泊につき 7,100円			
	日帰り	1区画1回につき 2,400円			
トレーラーハウス	タンゴ	宿泊	定員5名	1台1泊につき 14,300円	
	アバーツ	宿泊	定員4名	1台1泊につき 12,600円	
テニスコート	1面1時間につき 250円				
パークゴルフ場	中学生以上	1人1日につき 500円			
	3歳以上	1人1日につき 250円			
	中学生以上回数券 (11回券)	4,300円			
	3歳以上回数券 (6回券)	1,250円			

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間がその使用について定められた使用時間の単位となる時間（以下備考1及び3の表の備考1において「単位使用時間」という。）に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。
- 2 この表において「宿泊」とは、午後1時から翌午前11時までをいい、「日帰り」とは、午前10時から午後4時までをいう。ただし、トレーラーハウスにおける「宿泊」は、午後1時から翌午前10時までをいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 この表において「繁忙期」とは、4月20日から5月11日のゴールデンウィーク期間、8月8日から同月20日のお盆期間、9月13日から同月27日のシルバーウィーク期間の各期間の内、毎年度、指定管理者が定める。

2 附属施設・設備利用料

区分		利用料金の額	
オートキャンプ場	シャワー	1回につき 100円	
	洗濯機	1回につき 200円	
	乾燥機	1回につき 200円	
休憩所	シャワー	1回につき 100円	

3 器具利用料

区分		利用料金の額	
自転車	中学生以上	1台2時間につき 200円	
	3歳以上	1台2時間につき 100円	

拡声装置	1式1時間につき	360円
テニスラケット	1本1回につき	250円
その他の器具	1品目1単位1回につき	110円

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が単位使用時間に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。